

## 有害鳥獣対策

# 電気柵購入費を補助します

### 対象者

- 市内に住所を有する方で市内の耕作地に電気柵を設置する方
- 設置する電気柵等を適切に維持管理できる方
- 露地栽培（家庭菜園を含む）で野菜及び果樹を生産する方
- 市税等に滞納がない方

※借地の場合、土地所有者の同意が必要です。

### 対象経費

※令和6年9月30日までに購入・設置する電気柵等の購入費

※設置に使用する工具、防草シート、設置委託費等は補助対象外

### 補助額

- 補助率：2分の1以内
- 補助額：電気柵の購入費×1/2（1,000円未満切捨て）
- 上限額：1戸当たり5万円

申請を希望される方は、電気柵の購入前に、（購入後は対象外）

- 申請書および事前着手届（農林課又はHPでダウンロードできます）
- 整備位置のわかるもの及び写真
- 電気柵等の見積書、又はそれに代わるもの
- 電気柵等の規格等がわかる資料
- 事業者においては、償却資産申告書の写し



申込締切 令和6年8月30日

※ご注意 予算に達し次第、受け付けは終了します。